

# 岐阜県公報

号外 (12) 平成二十七年 四月 一日

## 目次

### 規 則

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則	(消 防 課)	一
岐阜県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則	(同)	二

## 規 則

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県消防表彰規則(昭和三十三年岐阜県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)」を「県事務所長」に改める。

別記第一号様式中 「振興局(事務所)長 氏 を「

県事務所長 氏」に改める。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中 「振興局(事務所)長 氏

を「 氏」に改める。

別記第五号様式中 「振興局(事務所)長 氏 を「

県事務所長 氏」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県消防関係職員の新制及び被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県消防関係職員の新制及び被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県消防関係職員の新制及び被服貸与規則（昭和三十六年岐阜県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第六条及び別表第一備考第六号中「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「県事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則

岐阜県退職消防団員報償規則（昭和三十八年岐阜県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行つ」に改め、同条ただし書中「第四条第十九号」を「第四条第二項第十九号」に改める。

第七条中「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「県事務所長」に改める。

別記第二号様式中

昭 和 三 十 六 年	大 正 十 五 年	昭 和 三 十 七 年	を	昭 和 三 十 七 年	に改め
----------------------------	-----------------------	----------------------------	---	----------------------------	-----

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社